

憲法 9 条を守るためにあなたも御賛成下さい

(日本国憲法 第二章 戦争の放棄)

第九条

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。前項の目的を達成するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

今、日本ではイラク戦争で見られるように、自衛隊を海外で武力行使が出来るように憲法 9 条を変える動きが強まっています。

第二次世界大戦では世界で 5 0 0 0 万を超える人命が失われました。その教訓として再び戦争をしないという誓いがこの日本の憲法 9 条です。この深谷からも 1 5 8 6 名の方々の尊い命が失われています。

今、憲法 9 条を守り、世界に拡げることこそ大切なのではないのでしょうか。

2005 年 7 月 24 日

『深谷・九条の会』よびかけ人 (アイウエオ順)

飯塚 治彦	清心寺住職	清水 吉二	郷土史研究家
卜部 一男	司法書士	竹石 研二	N P 法人代表
国吉 真弘	弁護士	山口 一郎	埼玉産直センター専務
合田 芳弘	画家	吉野 肇	医師
小林 敏男	元高校教師		

事務局 埼玉産直センター内 深谷市町田 500 - 1

T E L 048 (598) 2300 F A X 048 (572) 4506

私は憲法 9 条を守ることに賛成します。(16 才以上の方々)

氏 名	住 所

この署名は他の目的には利用いたしません。